★★★令和6年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（実施状況・効果検証）

実施計画Ｎｏ	補助・単独	交付対象事業の名称【担当課】	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期	総事業費	国庫補助額	交付金充当額	事業実績	効果検証
2	単	低所得世帯支援給付金事業、定額減税補足給付金【給付金対策室】	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②R5,R6の累計給付金額 令和5年度均等割のみ課税世帯　689世帯×100千円、令和6年度非課税化世帯　280世帯×100千円、令和6年度均等割のみ課税化世帯　198世帯×100千円、子ども加算　415人×50千円、定額減税を補足する給付の対象者　8813人（199880千円）　のうちR6計画分 事務費　26900千円 事務費の内容　［需用費（事務用品等）　役務費（郵送料等）　業務委託料　人件費　その他　として支出］ ③低所得世帯等の給付対象世帯数（1167世帯）、定額減税を補足する給付の対象者数（8813人）	R6.4	R7.3	223,005,671	－	220,717,000	令和6年7月から支給開始し、令和6年10月までに478世帯(うち均等割のみ198世帯、非課税化世帯280世帯)（低所得者支援）、令和6年12月までに4,959世帯（定額減税補足給付）に対し支給を行った。	事業実施により、物価高騰の影響を受ける低所得世帯の負担軽減につながった。
11	単	給食材料費高騰緊急対策事業【美馬市学校給食センター】	①物価高騰に伴う給食材料費の増加分を支援することで、保護者負担を増やすことなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食を提供する。（8月を除く11ヶ月、教職員は除く） ②給食材料費 ・たまねぎの高騰額 約74,700円/月×11月＝822千円 ・きゅうりの高騰額 約77,300円/月×11月＝850千円 ・天ぷら油の高騰額 約129,600円/月×11月＝1,425千円 ・その他 単価高騰率20%以上の食材（大根・じゃがいも・ピーマン等） 約82,100円/月×11月＝903千円 今後も上昇が見込まれる食材（小麦製品、乳製品、調味料等） 約91,000円/月×11月＝1,000千円 ③学校給食センター	R6.4	R7.3	5,062,777	－	3,000,000	特に高騰金額の大きかった飲用牛乳の高騰金額（教職員分を除く）3,359,163円などの影響で、合計約5,063千円の保護者負担が増加するところを抑えられた。	物価高騰に伴う学校給食費の保護者等負担が増加することなく、栄養バランスや量を保った給食の実施ができた。
12	単	入学祝いポイント事業【子どもすこやか課】	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、保護者に対し、小学校入学時と中学校入学時にそれぞれ50,000円相当のデジタル地域通貨（ミマポ）を入学祝いポイントとして支給し、経済的負担の軽減を図る。 ②入学お祝いポイント付与負担金　@50千円×360人（小140人、中180人、転入者等40人）＝18,000千円、需用費43千円、郵便料 35千円 ③次年度に小学校及び中学校に入学する子を持つ保護者	R6.4	R7.3	15,091,873	－	－	令和7年2月から支給開始し、令和7年3月までに275世帯（次年度に小学校及び中学校に入学する子を持つ保護者）に対し支給を行った。	次年度に小学校及び中学校に入学する子を持つ保護者

実施計画Ｎｏ	補助・単独	交付対象事業の名称【担当課】	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期	総事業費	国庫補助額	交付金充当額	事業実績	効果検証
13	単	第3子以降みまっこポイント事業【子どもすこやか課】	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける多子世帯を支援するため、第3子以降の小学校1年生～中学校3年生の児童・生徒の保護者に対し、児童・生徒一人当たり50,000円相当のデジタル地域通貨（ミマポ）を支給し、経済的負担の軽減を図る。 ②第3子以降みまっこポイント付与負担金　@50千円×200人（第3子以降の小学校1年生～中学校3年生の児童・生徒）＝10,000千円、需用費 40千円、郵便料 24千円 ③第3子以降の小学校1年生～中学校3年生の児童・生徒の保護者	R6.4	R7.3	10,918,142	－	－	令和6年6月から支給開始し、令和7年3月までに263世帯（第3子以降の小学校1年生～中学校3年生の児童・生徒の保護者）に対し支給を行った。	物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援する事業実施により、物価高騰の影響を受ける低所得世帯の負担軽減につながった。
17	単	障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援事業【長寿障がい福祉課】	①物価高騰の影響を受けている障がい福祉サービス事業所の負担を軽減し、市民が安心してサービスを受けることができる体制を確保するため、支援金を支給する。（基本：100千円／施設、加算：定員20名まで30千円／施設、定員20名を超えた1名毎に1千円） ②13施設×100千円＝1,300千円、定員20名まで17施設×30千円＝510千円、20名を超える施設238名×1千円＝238千円 ③市内障がい者福祉サービス事業所	R7.2	R7.3	2,048,000	－	2,048,000	市内障がい者福祉サービス事業所17施設に対して、2,048千円の補助を行った。	物価高騰分を利用料や報酬に転嫁できない障がい福祉サービス事業所・施設等に対し支援金を支給し、利用者への追加負担を生じなかった。
18	単	介護サービス等事業所物価高騰対策支援事業【長寿障がい福祉課】	①物価高騰の影響を受けている高齢者福祉施設や介護サービス事業所の負担を軽減し、市民が安心してサービスを受けることができる体制を確保する。（【施設系サービス】基本：100千円／施設、加算：定員20名まで30千円／施設、定員20名を超えた1名毎に1千円、【訪問系サービス】一律50千円／施設） ②施設系33施設×100千円＝3,300千円、定員20名まで48施設×30千円＝1,440千円、20名を超える施設578名×1千円＝578千円、訪問系21施設×50千円＝1,050千円 ③市内高齢者福祉施設及び介護サービス事業所	R7.2	R7.3	6,361,000	－	6,361,000	市内高齢者福祉施設及び介護サービス事業所60施設に対して、6,361千円の補助を行った。	物価高騰分を利用料や報酬に転嫁できない介護サービス事業所・施設等に対し支援金を支給し、利用者への追加負担を生じなかった。
19	単	土地改良区電気料金高騰対策事業【農林課】	①電気料金高騰の影響を受けた、農業水利施設を管理する土地改良区の負担を軽減するため、支援金を支給する。（4～9月の揚水ポンプ等電気料金単価（動力費）のR6年度とR2～5年度平均の差額のうち、国庫補助対象とならない3割分を助成。） ②脇町土地改良区：差額相当 2,100千円×30％＝630千円 ③脇町土地改良区	R7.2	R7.3	630000	－	630000	脇町土地改良区に対して国庫補助とならない3割分に相当する630千円を補助した。	支援金交付により電気料金高騰の影響の負担が緩和され、土地改良区並びに組合員への追加負担を生じなかった。